

## 官民対話検討事業概要書

項目	記入欄
<b>1. 団体名</b>	伊予市
<b>2. 事業名</b>	(仮称) 栗の里公園有効活用事業
・事業内容 ※事業の内容をご記入下さい	<p>なかやま栗の里公園は、平成6年に市民へ憩いの場を提供し、市民の交流を深めることを目的に設置された。</p> <p>当公園は、イベントの実施などで施設を個人や事業者へ貸出できるが、利用実績は年に数件程度であり施設を有効に活用できていないのが現状である。</p> <p>このことから、当公園の敷地の一部を有効に活用することで、地域の賑わいの創出や地域経済の活性化を図りたい。</p>
・事業実施で重視する点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園利用者の憩いの場となるような整備が行われること。</li> <li>・既存の指定管理施設と調和を図り相乗効果が発揮される取組であること。</li> <li>・事業者との定期土地賃貸借契約による事業実施</li> </ul>
・事業の種類 ※該当する番号に○(複数可)	1. 新設            2. 建替え            3. 改修            4. 管理運営のみ 5. 公有地活用            6. 包括委託 ⑦. その他 ( 有効活用となるもの )
・施設等の用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内だけではなく、市外からの利用も望めるような用途</li> <li>・家族や友人と一緒にスポーツやアウトドアを楽しんだり、くつろいだりすることができる用途</li> </ul>
<b>3. サウンディングの目的</b>	<p>栗の里公園には、年間700万円程度の維持管理費を投じているが、年間の貸出実績が数件程度であり歳入が乏しく、施設の老朽化もあって年間の維持管理費も増加していることから、財政面での負担が大きい。</p> <p>また、中山地区では少子高齢化が急速に進んでおり、加えて、約10年前に地域内にあった高校が廃校となったため、地域経済が落込んでいる。</p> <p>栗の里公園内の敷地を民間に貸し付けを行い、民間事業者の有するノウハウを活用することで、地域経済の活性化、賑わいの創出、財政負担の軽減を図ることを目的とする。</p>
<b>4. 事業対象地の概要</b>	
① 所在地(交通情報含む)	愛媛県伊予市中山町中山戊 723
② 敷地面積	公園全体 84,146.73m <sup>2</sup> 場所ごとの面積については、別紙の施設の現況写真へ記載している。
③ 土地利用上の制約	都市計画区域外
④ 所有者	愛媛県伊予市

⑤ 周辺施設等	<p>【周辺施設】</p> <p>中山スマートインターチェンジ、なかやまクラフトの里（道の駅なかやま）、JR 伊予中山駅</p> <p>【公園敷地内】</p> <p>なかやま花の森ホテル、なかやまフラワーハウス、なかやま野外音楽広場、こよみスペース</p>	
⑥ 対象地周辺の一般的なイメージ	<p>【ポジティブなイメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園内は美しい自然環境に囲まれており、春は桜、秋は紅葉など四季折々の美しい景色を楽しむことができる。</li> <li>・中山スマートインターチェンジから車で約 10 分の場所に位置している。</li> </ul> <p>【ネガティブなイメージ】</p> <p>公園にアクセスするに当たって、公共交通機関は JR のみであり、加えて列車の運行が 1 時間に 1 本程度しかない。また、駅から公園までの距離が約 2.5Km あるため、車がない場合はアクセスが難しい。</p>	
⑦ その他 (上記項目以外の情報、特徴、留意すべきこと等)	<p>令和 4 年度市内観光施設入込客数 1,069,162 人 うち中山地区 (173,495 人)</p>	
<b>5. 対象施設の概要</b>		
<b>5-1. 建物</b>	<b>既存</b>	<b>整備後(予定)</b>
① 施設名称	—	—
② 施設の延床面積	—	—
③ 建物の構成(構造、階数)	—	—
④ 主な施設の内容、導入機能	—	—
⑤ 運営状況 (運営主体、事業手法等)	—	—
⑥ その他 (上記項目以外の情報、特徴、留意すべきこと等)	—	—
<b>5-2. インフラ系 (上下水道、道路等)</b>	<b>既存</b>	<b>整備後(予定)</b>
① 施設名称	上水道；伊予市上下水道課 下水道；伊予市上下水道課	上水道；伊予市上下水道課 下水道；伊予市上下水道課
② 規模、能力 等	—	—
③ 運営状況	—	—

(運営主体、事業手法等)		
④ その他 (上記項目以外の情報、 特徴、留意すべきこと等)	公園敷地内に指定管理施設あり	公園敷地内に指定管理施設あり
<b>6. 事業環境</b>		
① 人口、高齢化率	伊予市 35,607 人(34.8%), うち中山地域 2,489 人(59%) (令和 5 年 8 月末現在)	
② 対象地周辺の人口構成	松前町 30,184 人、大洲市 39,976 人、内子町 15,208 人	
③ 市民意見等	意見聴取は行っていない。	
<b>7. 事業関連</b>		
① 現状及び課題	<p><b>【現状】</b> 地元住民及び観光客が憩いの場として、公園を訪れるものの、公園施設の貸出は、年に数回程度（栗まつり、消防訓練、音楽イベント等）に留まっており、その多くが行政関係のイベントでの使用であり、施設が十分に有効活用されていない。</p> <p><b>【課題】</b> 公園の設置は平成 6 年であり、設置から 29 年経過していることから、老朽化が進み、屋外トイレの雨漏りや公園内配水管の漏水が生じるなど、維持管理費用増加への対応が課題となっている。利用料収入を維持管理費に充当したいが、収入がほとんどないため、財政への負担も大きい。</p>	
② 目的、考え方・基本方針	<p><b>【目的】</b> 土地の有効活用により、魅力的な事業を展開することで、市外の観光客を誘致し、地域の賑わいの創出、地域経済の発展に寄与することを目的とする。</p> <p><b>【基本方針及び考え方】</b> 公園の設置目的である「憩いの場」「市民の交流の場」となる事業提案を希望する。また、公園敷地内に指定管理施設（花の森ホテル、花きの販売や鑑賞を行うことができるフラワーハウス）があることから、既存施設との調和及び相乗効果が期待できる取組を基本方針とする。</p>	
③ 前提条件	<p>サウンディングの実施に当たって、提案者の自由な発想による事業実施、財政負担の軽減(歳入の増加、歳出の削減)、既存の施設及びイベントとの調和を期待することから、以下の内容を前提条件といたしたい。</p> <p>① 有償での定期土地賃貸借契約としたい。 ② 多目的広場のみなど施設の一部や部分的な貸付も可能である。 ③ 事業収入は全て事業者の収入としてもよい。 ④ 事業者負担による施設整備及び維持管理 ⑤ 毎年 9 月(秋分の日)に栗の振興を目的とするイベント(なかや</p>	

	<p>ま栗まつり)が実施され、人の来場者が見込まれることから、イベント当日は多目的広場を利用したい意向がある。なお、イベント実施時の施設の使用料については、イベント主催者と賃借人が別途協議をすることとしたい。</p> <p>⑥ 多目的広場は緊急時のリポート離発着場所に指定されているため、緊急時の使用が優先される。加えて、緊急時対応の訓練も数年に一度あるため、訓練実施時には、消防及び市との調整が必要となる。(別紙、ハザードマップ参照)</p>
④ 事業スケジュール(案)	令和5年度：仕様・募集要件等の協議
	令和6年度：仕様・募集要件等の協議、実証実験
	令和7年度：事業者公募手続、契約
	令和8年度：事業実施
<b>8. 対話内容</b> ※意見・提案を求める内容をご記入ください。	① 施設の利活用の方法について ② 本施設はどの程度のポテンシャルを有する施設なのか。 ③ 本施設のウィークポイントはどこか。 ④ 既存施設とどのように調和を図り運営するか。 ⑤ 市に求めたいこと。(どのような支援を期待するのか) ※財政的なバックアップは難しい。 ⑥ トライアル利用も可能だがいかがか ⑦ 参入するに当たって、支障となる前提条件はあるか。
<b>9. 対話を希望する業種</b> ※該当する番号に○(複数可) 注)希望する業種の事業者の参加を確約するものではありません。	1. 設計      2. 建設      3. ビル管理      4. 金融      5. 保険 6. 不動産      ⑦. 運営 ⑧. その他 (イベント運営会社、アミューズメント会社、多角経営をしている会社)

## ■ 関連情報

<b>関連情報</b> ※添付する資料に○	①. 事業対象地(施設)の位置図 ②. 事業対象地(施設)の周辺情報 ③. 事業対象地(施設)の現況写真 ④. 既存事業の稼働状況(来場者数の推移・属性、事業収支等) ⑤. その他(施設配置図、国道・県道からの動線、栗の里公園内動線、ハザードマップ(抜粋)、周辺公園内指定管理施設利用状況、伊予市栗の里公園条例)
--------------------------	--

## ■ 連絡先

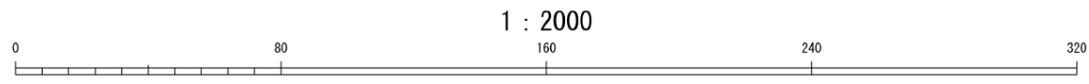
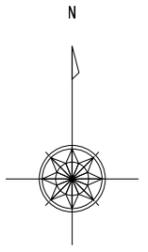
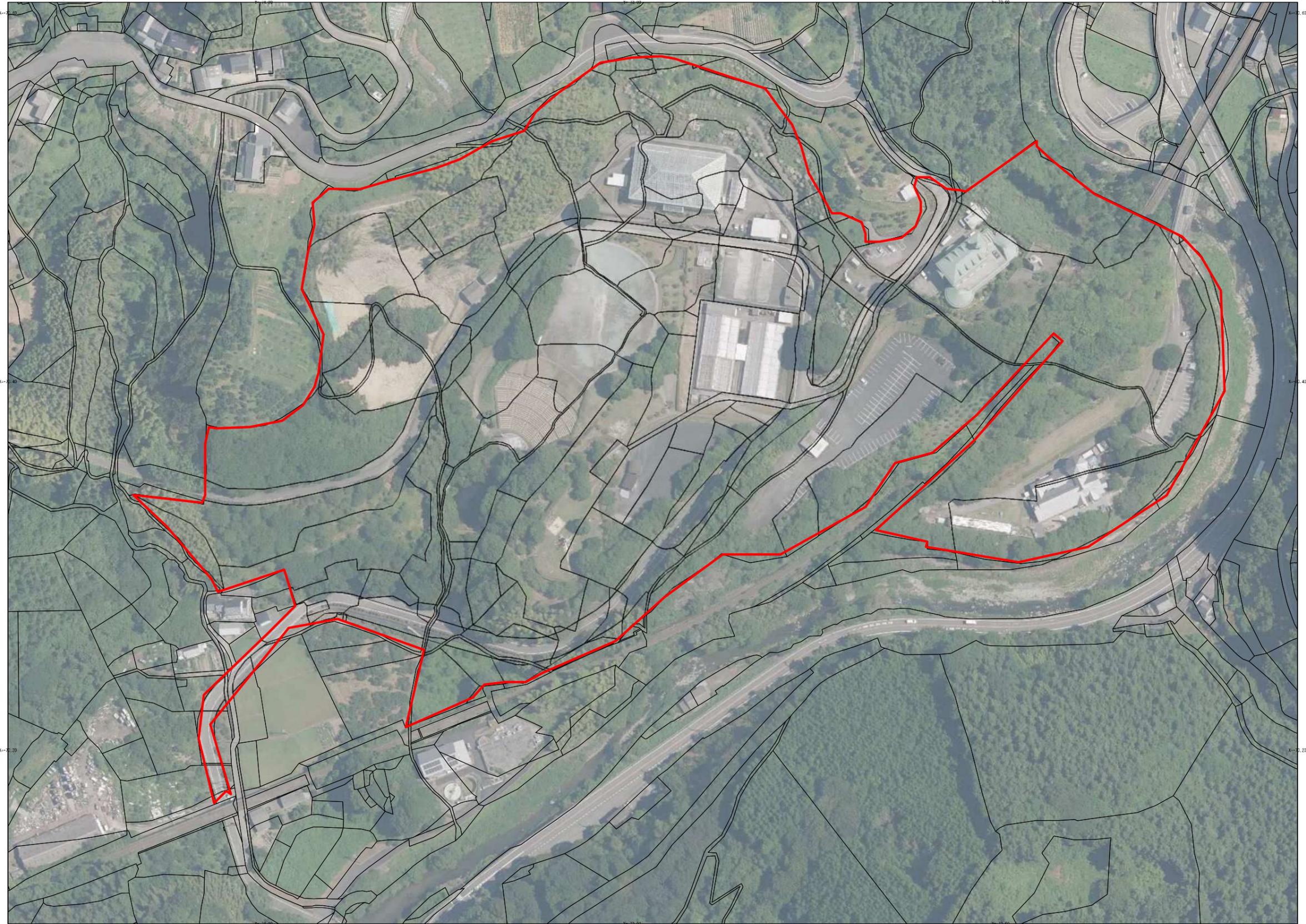
団体名	伊予市
住所	伊予市米湊 820
部署名	産業建設部商工観光課
役職	主査
氏名	渡邊 雅人

電話番号	089-982-1120
メールアドレス	watanabe-masato@city.iyo.lg.jp
備考	

以上



なかやま栗の里公園全体図

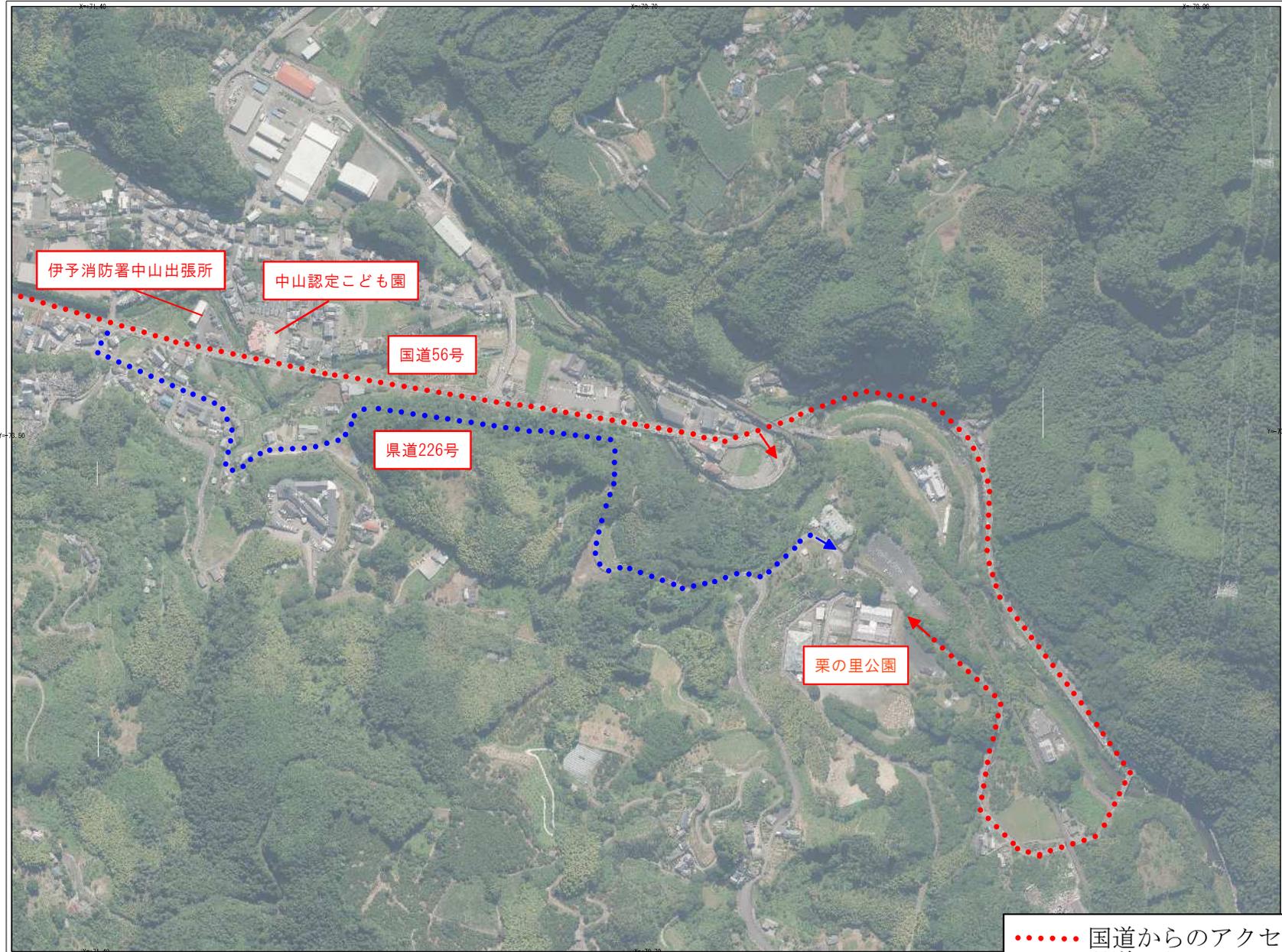


1 : 2000

作成日付 : 令和 5年 9月15日

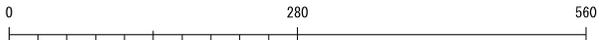
# 愛媛県伊予市集成図

## なかやま栗の里公園国道からのアクセス



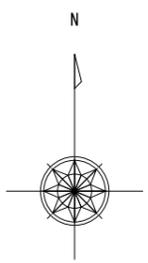
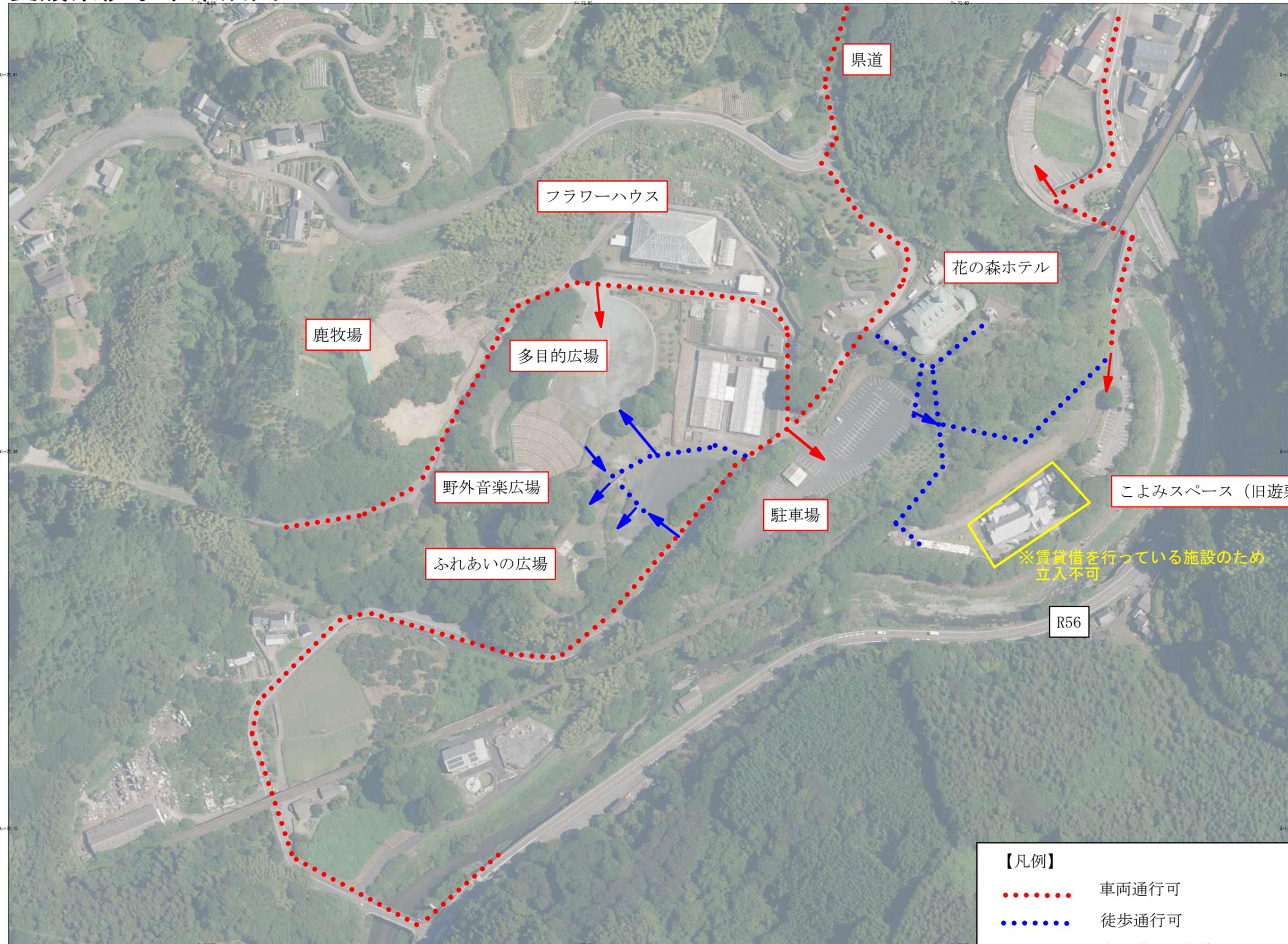
..... 国道からのアクセス  
..... 県道からのアクセス

1 : 7000



栗の里公園内動線図

愛媛県伊予市集成図

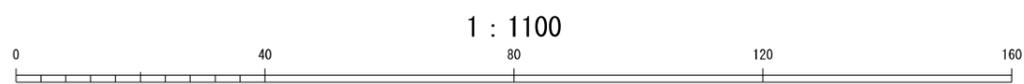
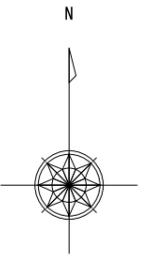


- 【凡例】**
- ..... 車両通行可
  - ..... 徒歩通行可
  - 車両進入可能箇所
  - 徒歩による進入箇所

※賃貸借を行っている施設のため立入不可

# 愛媛県伊予市集成図

## 栗の里公園配置図



- 市直営施設 (Municipal Facility)
- 指定管理施設 (Designated Management Facility)

栗の里公園現況写真

施設写真	概要
	<p>■ 多目的広場 面積：約 3,400m<sup>2</sup></p> <p>【現在の用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なかやま栗まつり会場</li> <li>・公園利用者の駐車場</li> </ul> <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ有(維持管理が必要)</li> <li>・緊急時ヘリポート離発着場所</li> <li>・使用中の資材保管用のプレハブ有り</li> </ul>
	<p>■ 駐車場 面積：約 4,400m<sup>2</sup> 駐車可能台数約 110 台</p> <p>【現在の用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園利用者の駐車場</li> <li>・キッチンカーの誘致</li> </ul> <p>【特記事項】</p> <p>トイレ有(維持管理が必要)</p>
	<p>■ ふれあい広場(旧おもしろ自転車広場) 面積：約 2,100m<sup>2</sup></p> <p>【現在の用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車の練習</li> <li>・軽い運動</li> <li>・なかやま栗まつり開催時のスタッフ用駐車場</li> </ul> <p>※過去は、市が用意した様々な自転車を楽しむ施設として利用されていた。</p> <p>【特記事項】</p> <p>自転車保管用倉庫有り(使用中)</p>



### ■ふれあい広場

#### 【現在の用途】

・公園利用者の憩いの場

#### 【特記事項】

遊具の点検及び維持管理、芝生の管理が必要



### ■鹿牧場

面積:約 11,000m<sup>2</sup>

#### 【現在の用途】

鹿の飼育(19頭)

#### 【特記事項】

- ・現在、鹿譲渡に係る公募を行っている。
- ・平成 30 年の西日本豪雨により、牧場内一部のフェンス基礎が剥き出しになったため、養生シートにより法面保護を行っているが、再改修の時期が近づいている。
- ・飼育管理で使用する資材を保管する倉庫あり。
- ・豪雨時に市道への土砂流入防止のため、コンクリートブロックを市道側に設置している。



### ■こよみスペース(旧遊栗館)

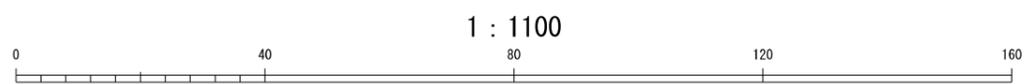
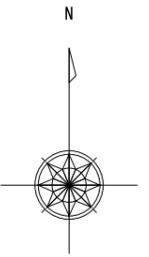
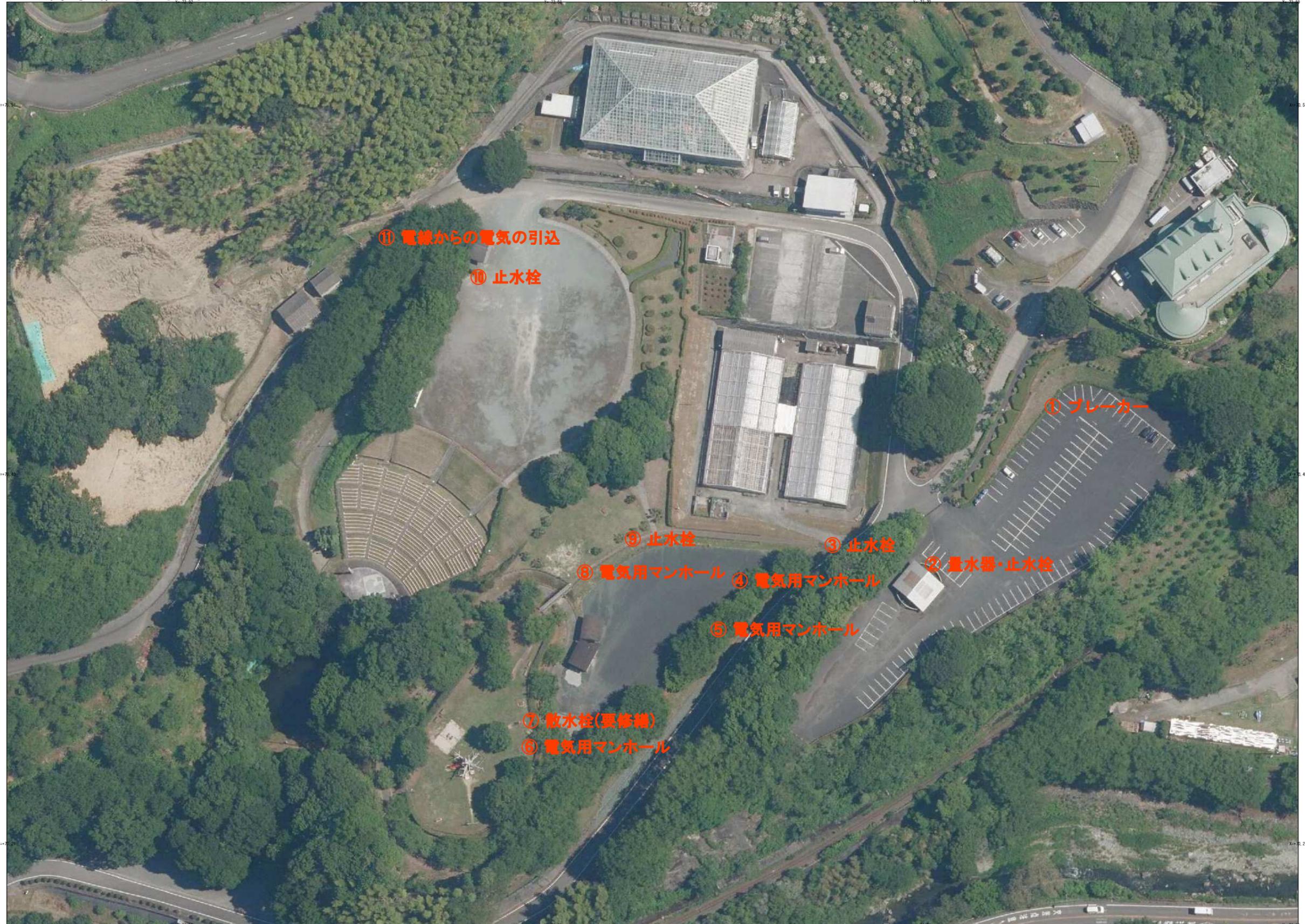
貸付中

#### 【現在の用途】

- ・こどもの感性を伸ばすことを目的に、月に一回程度、竹を用いご飯を炊くなどの自然体験を主に行っている。
- ・11 月中旬から、パン屋の営業が施設内で開始される。

#### 【特記事項】

- ・令和 7 年度末まで土地及び建物の定期賃貸借契約(有償)を締結している。
- ・貸付箇所改修は事業者負担で行っている。





① ブレーカー

.....  
.....  
.....



① ブレーカー

.....  
.....  
.....



② 量水器・止水栓

.....  
.....  
.....



② 量水器・止水栓

.....  
.....



③ 止水栓

.....  
.....



③ 止水栓

.....  
.....



④電気用マンホール

.....  
.....  
.....



④電気用マンホール

.....  
.....  
.....



⑤電気用マンホール

.....  
.....  
.....



⑥電気用マンホール

.....

.....

.....



⑥電気用マンホール

.....

.....

.....



⑦散水栓(要修繕)

.....

.....

.....



⑦散水栓(要修繕)

.....

.....

.....



⑧電気用マンホール

.....

.....

.....



⑧電気用マンホール

.....

.....

.....



⑨ 止水栓

.....  
.....  
.....



⑨ 止水栓

.....  
.....  
.....



⑩ 止水栓

.....  
.....  
.....



⑩ 止水栓

.....

.....

.....



⑪ 電線からの電気の引込

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 既存事業の稼働状況

### ■施設貸出実績

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
貸出件数	5 件	2 件	1 件	0 件	3 件
うち多目的広場	5 件	2 件	1 件	0 件	1 件
うち駐車場	0 件	0 件	0 件	0 件	2 件

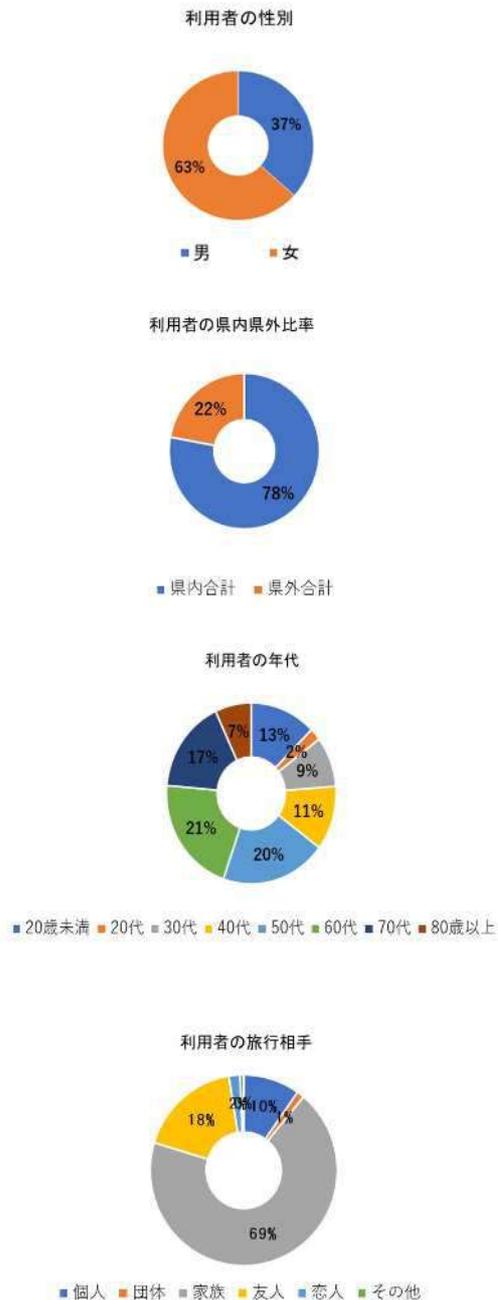
### ■利用者の属性

本データは、令和 4 年度に当市が実施した宿泊助成制度の利用者アンケートの設問で、市内のどの観光地を訪れたかを問う質問を行った。

その問に対して、「栗の里公園」を選択した者の属性を提示している。

【アンケート回答者全体の属性 n=5891】

【栗の里公園を訪れた者の属性 n=636】



■イベント時(なかやま栗まつり)の入込客数

単位:人

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入込客数	15,000	中止	中止	中止	15,000	10,000

■事業収支

単位:円

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入	29,000	0	28,500
歳出	12,888,326	7,952,170	6,875,702
うち管理に要する委託料	2,235,937	1,939,939	2,035,974

※歳入は、更新使用料のみを計上。

※令和2年度は遊具の整備を行ったため、例年と比較し歳出が多くなっている。

公園内指定管理施設利用状況

■フラワーハウス

単位:人

年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	25,451	13,163	11,168	12,301	14,736

■なかやま花の森ホテル

単位:人

年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
宿泊	6,166	5,780	3,883	2,412	6,105
レストラン	17,541	16,658	11,196	6,915	13,125
浴室	11,170	10,645	4,614	5,851	7,331
研修室	4,263	3,697	507	257	493
合計	39,140	36,780	20,200	15,435	27,054

# なかやま栗の里公園周辺ハザードマップ

35 36 37  
35 38 39  
44 45

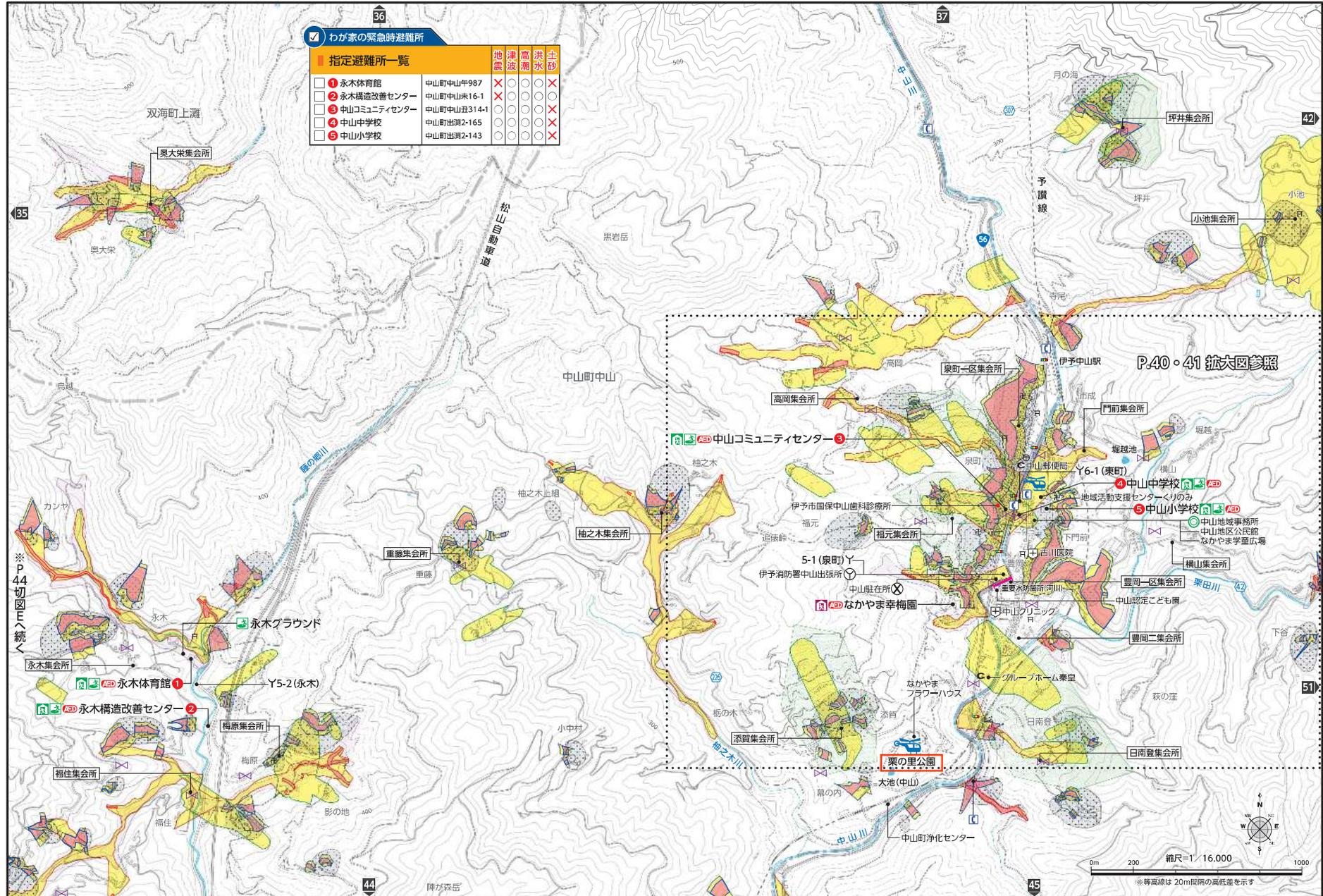
指定緊急避難場所 市役所・支所・出張所 消防署・支署・出張所 病院・医院 緊急時ヘリポート 公共電話 郵便局  
指定避難所 防災行政無線 消防団詰所 歯科医院 国道 県道 H 神社 寺院  
福祉避難所 AED設置箇所 警察署・交番・駐在所 アンダーパス 警察官 交差点名 C コンビニ 銀行

土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地) 土砂災害警戒区域 (急傾斜地) 急傾斜地崩壊危険箇所 一次緊急輸送道路 防火重点ため池  
土砂災害警戒区域 (土石流) 土砂災害警戒区域 (土石流) 土石流被害想定区域 二次緊急輸送道路 重要水防箇所  
土砂災害特別警戒区域 (土石流) 土砂災害警戒区域 (低すべり) 地すべり危険箇所 町界

36 37 42  
38 39 42  
44 45 51

中山町中山・双海町上灘

中山町中山



**わが家の緊急時避難所**

**指定避難所一覧**

	地震	津波	洪水	土砂
1 永木体育館	○	○	○	○
2 永木構造改善センター	○	○	○	○
3 中山コミュニティセンター	○	○	○	○
4 中山中学校	○	○	○	○
5 中山小学校	○	○	○	○

※P.44 切図Eへ続く

P.40・41 拡大図参照



○伊予市栗の里公園条例

平成17年4月1日条例第128号

改正

平成22年12月24日条例第48号

令和元年12月20日条例第57号

令和2年3月19日条例第14号

伊予市栗の里公園条例

(設置)

第1条 市民にいきおいの場を提供し、市民の交流を深めるため、栗の里公園（以下「公園」という。）を設置する。

(位置)

第2条 公園の位置は、伊予市中山町中山とする。

(開園時間)

第3条 公園の開園時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、開園時間を延長又は短縮することができる。

2 第7条に規定する有料施設の営業時間は、別に定める。

(管理)

第4条 公園は、常に良好な状態で管理し、効率的に運営しなければならない。

(利用の許可)

第5条 公園を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、別に定める方法により、あらかじめ市長に申し出るものとする。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、その利用方法が、公園の損壊若しくは他の利用者に危険が及ぶと認められるとき、又は工事等公園の管理上やむを得ないと認められるときは、公園の保全又は利用者の安全確保のため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料施設)

第7条 公園内の有料施設（公園内の施設で有料で利用させるものをいう。）は、別表第1のとおりとし、利用及び管理に関し必要な事項は、別に各々の施設ごとに条例で定める。

(公園施設の設置等の制限)

第8条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 公園を管理する者以外の者による公園内の公園施設の設置又は公園施設の管理
- (2) 行商、募金その他これらに類する行為
- (3) 業として行う写真又は映画の撮影
- (4) 興業
- (5) 展示会、音楽会その他これらに類する催しで、公園の全部又は一部を独占して利用する行為

2 前項の許可を受けようとするものは、行為の目的、内容、期間及び場所並びに市長が指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認めた場合に限り、公園の管理上必要な条件を付して許可することができる。許可事項の変更を許可しようとする場合もまた同様とする。

4 第1項の規定により許可を受けたものは、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該事項を記載した申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(行為の禁止)

第9条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣、魚等を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙、若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は放置すること。
- (8) 公園をその用途外に使用すること。
- (9) 指定された場所以外の場所でたき火をし、又は火気を取り扱うこと。
- (10) 指定された場所以外の場所へゴミを放置し、又は投棄すること。
- (11) その他公園の管理上、支障があると認められる行為をすること。

(使用料)

第10条 第8条第1項の規定に基づき許可を受けようとするものは、別表第2に定める使用料を事前に納付しなければならない。

2 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第11条 市長は、第8条第1項若しくは同条第4項の規定により許可を受けたもの（以下「使用者」という。）が、その責めに帰すことができない事由によって、許可に係る行為をすることができなくなったとき又は許可の日の前日までに許可の取消しを申し出て市長が相当と認めるとき若しくは市長が公益上必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(許可の取消等)

第12条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、この条例に基づく許可を受けたとき。

(2) この条例に基づく許可に付した条件に違反したとき。

(3) この条例に基づく処分に違反したとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

(1) 災害の復旧、利用者の危険防止等のため緊急に工事を行う必要が生じたとき。

(2) 管理又は公衆の利用に著しい支障が生じると認めるとき。

(3) 前2号のほか公益上やむを得ない事情が生じたとき。

(原状回復義務)

第13条 使用者は、その使用が終わったとき又は前条の規定により許可を取り消され、若しくは行為の中止を命ぜられたときは、その使用した施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第14条 使用者は、建物、施設設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は、使用者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、前項の規定による賠償の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(過料)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第8条第1項及び第4項の規定に違反して、同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第9条の規定に違反して、同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第12条第1項又は第2項の規定に基づく市長の命令又は処分違反した者

2 偽りその他不正な手段により、第10条に規定する使用料の納付を免れた者は、その納付を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の中山町栗の里公園の設置及び管理に関する条例（平成13年中山町条例第12号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成22年12月24日条例第48号）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日までに、改正前の伊予市栗の里公園条例の規定により課した、

又は課すべきであった使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月20日条例第57号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前までに、改正前の伊予市栗の里公園条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月19日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（伊予市栗の里公園条例の一部改正）

2 伊予市栗の里公園条例（平成17年伊予市条例第128号）の一部を次のように改正する。

別表第1 なかやま地域資源活用工房施設（遊栗館）の項を削る。

別表第1（第7条関係）

有料施設

施設名
なかやま野外音楽広場
なかやま交流促進センター（花の森ホテル）
なかやまフラワーハウス

別表第2（第10条関係）

区分	算定単位	使用料（円）
公園施設を設ける場合（第8条第1項第1号）	1 m <sup>2</sup> 1 か月につき	50
公園施設を管理する場合（第8条第1項第1号）	1 m <sup>2</sup> 1 か月につき	150
行商、募金その他これらに類する行為（第8条第1項第2号）	1 m <sup>2</sup> 1 日につき	10
業として行う写真又は映画の撮影 （第8条第1項第3号）	写真 写真機1台1日につき	100
	映画 1時間につき	1,040

興業（第8条第1項第4号）	1 m <sup>2</sup> 1日につき	30
展示会、音楽会その他これらに類する催しで、公園の全部又は一部を独占して利用する行為（第8条第1項第5号）	1 m <sup>2</sup> 1日につき	10
備考		
<p>1 使用面積が1 m<sup>2</sup>未満のときは1 m<sup>2</sup>とし、使用面積に1 m<sup>2</sup>未満の端数があるときはこれを切り上げて計算する。</p> <p>2 使用時間が1時間未満のときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはこれを切り上げて計算する。</p> <p>3 使用料の額が月を単位として定められている場合において、使用期間が1か月に満たない場合は、その月の日数に応じて日額計算により計算する。ただし、計算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>		